

## 社会福祉法人 北島町社会福祉協議会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北島町社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第24条の規定に基づき、定期的に執務実態が認められる役員に対し、報酬及び期末・勤勉手当の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。

(報酬等の支給)

第3条 前条の報酬は、会長は月1回支給し、監事は年1回支給するものとし、常勤の役員に対する期末・勤勉手当の支給については、北島町再任用制度実施要綱に準ずるものとする。

(公表)

第4条 社協は、この規程をもって報酬等の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額
1 会長（常勤）	月額 260,000円
2 会長（非常勤）	月額 70,000円
3 監事	年額 18,000円